

開業時の手続き 法人と個人事業主の違い

税理士法人ハガックス 代表社員
税理士・中小企業診断士 芳賀 保則

個人事業主と法人

	個人事業主	法人(株式会社)
開業手続	容易	約20万～
維持費用	—	地方税均等割り7万円～/年
事業目的	自由	定款に記載、登記事項
信用度	やや劣る	大手との取引、従業員の募集などの面で有利
責任	無限責任	有限責任
社会保険	国民健康保険 国民年金	役員・従業員は、健康保険、厚生年金保険
自分への報酬	事業主の個人所得	役員報酬 ・配当

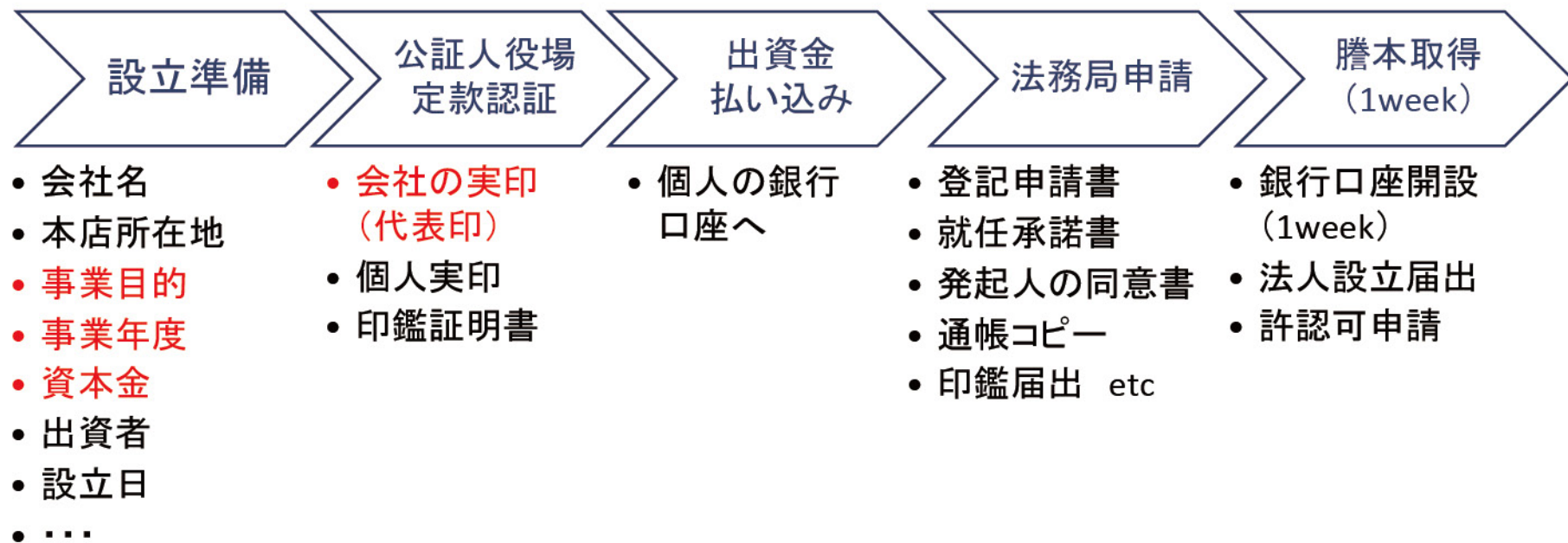
株式会社と合同会社

	株式会社	合同会社
特 徴	所有(＝株主)と 経営(＝役員)が分離	所有と経営が一致
設 立 費 用	定款認証 50,000円 印紙税(40,000円) 登録免許税※150,000円	定款認証 -円 印紙税 (40,000円) 登録免許税※60,000円
メリット・ デメリット	信用度がある	○出資の割合によらない 利益配当 △社長＝「代表社員」 ×信用度に劣る

※表中の金額は、令和2年2月時点のものとなります。

※認定特定創業支援事業による支援を受けて行う設立登記に対し登録免許税の減免(半額)あり。

法人設立時の手続き



ハンコの種類

個人

- 実印
- 銀行印
- 認印

⇒市区町村で印鑑登録を受けた印章

法人

- 実印（代表印）
- 銀行印
- 角印

⇒法務局で印鑑登録を受けた印章

⇒ 会社が発行した書類であることを判別するため
請求書などに用いるのが一般的です。

主な業種の届出

事前に届出や許認可が必要な業種があるので注意

受付窓口	業種	
保健所	・飲食店業 ・喫茶店営業 ・食品製造業 ・理・美容室業	・クリーニング業 ・旅館業 (ホテル営業、旅館営業、簡易宿所・・・) ・ペットショップ業 など
都道府県庁 その他官庁	・旅行代理店 ・貨物輸送業 ・自動車整備業 ・倉庫業 ・駐車場業 ・建設業	・宅地建物取引業 ・酒類販売業 ・産業廃棄物処理業 ・人材派遣業 ・古物商(警察) など

申告手続きの時期

個人事業主は、「所得税の確定申告」



法人は、「法人税の確定申告」



所得税の申告書

提出書類：確定申告書 第1表・2表 と青色申告決算書(4ページ)

提出先：税務署（税務署から市区町村に転送）

[illegible][illegible]

※書類は、令和2年2月時点のものを記載。

法人税の申告書

提出書類 : 法人税申告書 別表1～16 、決算報告書

勘定科目内訳書、法人事業概況説明書、

提出先 : 税務署、県税事務所、市区町村の全てに申告が必要

提出書類

法人税申告書

決算報告書

勘定科目内訳書

法人事業概況説明書

地方税申告書

消費税申告書

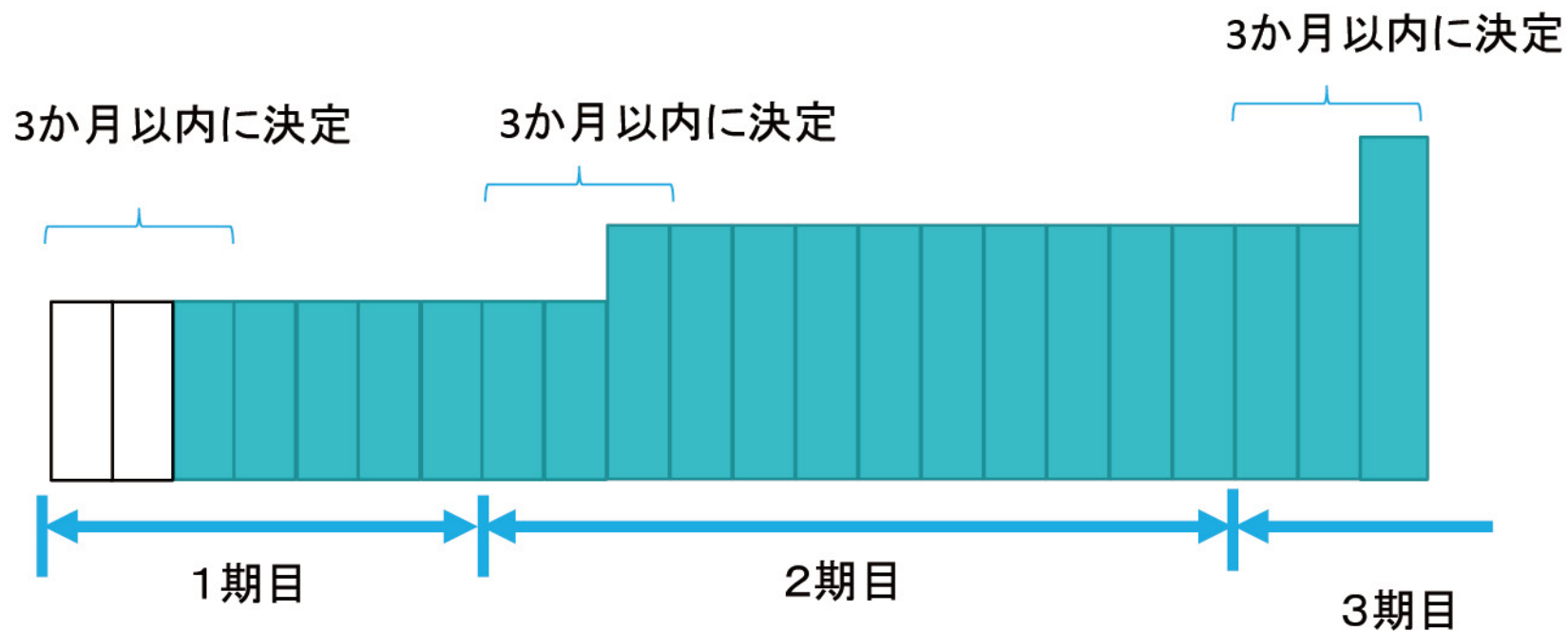
内訳

別表1～16

貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
製造原価報告書
株主資本等計算書
個別注記表

役員報酬

- 役員報酬は毎月一定額支給ではないと、損金にできない
- 設立時は設立後3か月以内に決定する



開業手続きと士業の役割

誰に何を頼めばいいの？

- 会社設立手続き → 司法書士
- 社会保険手続き → 社会保険労務士
- 税金・会計手続き → 税理士
- 許認可手続き → 行政書士